

大阪広域環境施設組合行政不服審査法施行条例

平成28年 3 月 1 日条例第 1 号

最終改正：令和 7 年 3 月31日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、法の例による。

(審理手続を審理員が行わない審査請求)

第 3 条 次に掲げる処分又は不作為に係る審査請求については、法第 9 条第 1 項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

(1) 大阪広域環境施設組合情報公開条例（平成27年条例第 7 号）第11条第 1 項に規定する公開決定等又は同条例第 6 条第 1 項に規定する公開請求に係る不作為

(2) 大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）第26条第 5 号アに規定する条例上の開示決定等、同条例第41条第 1 項に規定する条例上の訂正決定等若しくは同条例第49条第 1 項に規定する条例上の利用停止決定等又は同条例第24条第 2 項に規定する条例上の開示請求、同条例第37条第 1 項に規定する条例上の訂正請求若しくは同条例第45条第 1 項に規定する条例上の利用停止請求に係る不作為

(提出書類等の写しの交付に係る手数料の額等)

第 4 条 法第38条第 6 項の規定により読み替えられた同条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において「交付手数料」という。）の額は、用紙 1 枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力され

た用紙については、片面を1枚として交付手数料の額を算定する。

- 2 交付手数料は、審査庁が定める方法により前納しなければならない。
- 3 審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁）は、法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む）の規定による交付を受ける審査請求人等（審査請求人又は参加人をいう。以下同じ。）が経済的困難により交付手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、交付手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の交付手数料は、還付しない。ただし、審査庁が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による閲覧に係る手数料は、無料とする。

（大阪広域環境施設組合行政不服審査会）

第5条 法第81条第2項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、事件ごとに、執行機関の附属機関として、大阪広域環境施設組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、審査請求の事案が発生したときに設置し、全ての事案が終了したときに廃止する。

（審査会の組織）

第6条 審査会は、委員3人以内で組織する。

（審査会の委員）

第7条 委員は、学識経験者その他管理者が適当と認める者のうちから管理者が委嘱する。

- 2 委員の任期は、審査会の廃止をもって終了するものとする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政

治運動をしてはならない。

(審査会の会長)

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査審議手続の非公開)

第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(交付の方法)

第11条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

(1) 対象主張書面等（交付に係る主張書面又は資料をいう。以下同じ。）の写しの交付にあつては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 対象電磁的記録（交付に係る電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(提出資料の写しの交付に係る手数料の額等)

第12条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「交付手数料」という。）の額は、用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、20円）とする。この場合において、両面に複写さ

れ、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として交付手数料の額を算出する。

- 2 交付手数料は、管理者が定める方法により前納しなければならない。
- 3 審査会は、法第81条第 3 項の規定において準用する法第78条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難により交付手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め 1 件につき2,000円を限度として、交付手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の交付手数料は還付しない。ただし、管理者が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 法第81条第 3 項において準用する法第78条第 1 項の規定による閲覧に係る手数料は、無料とする。

(送付による交付)

第13条 法第81条第 3 項において準用する法第78条第 1 項の規定による交付を受ける審査請求人等は、交付手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は管理者が定める方法により納付しなければならない。

(罰則)

第14条 第 7 条第 3 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(施行の細目)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 7 月23日条例第 1 号)

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 7 月14日条例第 9 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）による改正前の大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第 9 号。以下「改正前の個人情報保護条例」という。）第15条第 2 項に規定する開示請求、改正前の個人情報保護条例第26条第 2 項に規定する訂正請求若しくは改正前の個人情報保護条例第34条第 2 項に規定する利用停止請求に係る決定又は不作為に係る審査請求については、この条例による改正前の大阪広域環境施設組合行政不服審査法施行条例第 3 条第 2 号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「大阪広域環境施設組合個人情報保護条例」とあるのは「大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）による改正前の大阪広域環境施設組合個人情報保護条例」とする。

刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 7 条例 1）抄
（罰則の適用等に関する経過措置）

- 第 3 条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする

拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則 (令和7年3月31日条例第1号)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。
